



砥部町へのふるさと納税による 本学へのご支援のお願い

愛媛県立医療技術大学は、愛媛県における保健医療従事者の育成拠点として、様々な医療ニーズに対応できる高度な専門的知識・技術を備え、患者さんやそのご家族に寄り添った心温かい医療が提供できる人材を育成し、地域社会に送り出すことを使命としています。

本学の教育・研究を支える財政基盤の構築のため、平成29年12月に「EPU愛顔（えがお）基金」を設け、学生の学修、国際交流、社会貢献等の支援、教育研究活動の充実強化、教育研究施設・設備の整備事業等に基金を活用させていただいております。

さらに、令和6年4月からは、本学が立地している砥部町へのふるさと納税により本学をご支援いただくことができるようになりました。

寄付金は、教育環境の充実など学生の学びの総合的な支援に活用しますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



学長 安川 正貴

活用例



ご支援いただける方は、二次元バーコード（本学HP）からふるさと納税（愛媛県立医療技術大学への支援メニュー）のお申し込みをお願いします。

お申し込みは
こちらから



皆さまからの心温まるご支援をお待ちしております！

《お問合せ先》

愛媛県立医療技術大学 事務局経営企画グループ

〒791-2101 愛媛県伊予郡砥部町高尾田543 TEL：089-958-2111



えがお

EPU愛顔基金



○大学への直接寄付（金融機関又は大学事務局）

ふるさと納税によらず、大学への直接寄付を希望される方は、右記二次元バーコード（本学HP）から申込方法をご確認ください。

ATMで振込みされる場合は、下記口座にお振り込みいただくとともに、右記二次元バーコードから、住所・氏名・連絡先等をお知らせください。



本学HP



ATMで振込みされる場合

金融機関名	支店名	貯金種別	口座番号	受取名義人
伊予銀行	森松支店	普通	1714543	公立大学法人 愛媛県立医療技術大学
愛媛銀行	森松支店	普通	4169035	

○遺贈寄付

本学は愛媛銀行・伊予銀行と遺贈寄付に関する協定を締結しており、相続が発生した際に遺言書を作成することなく、本学に寄付できる制度があります。詳細につきましては、各金融機関にお問い合わせください。

税制上の優遇措置

○ふるさと納税による寄付の場合

手続きをすることで、寄付額のうち2千円を超える部分について、限度額の範囲で、ご自身の支払う税金から控除されます（実質2千円の負担額で、本学をご支援いただくことができます）。

○大学への直接寄付の場合

法人の場合

ご寄付をいただいた全額が損金扱いとなります。

個人の場合

控除には下記の2種類があり、「税額控除」「所得控除」のいずれか一方の制度を確定申告の際に選択してください。

(1) 税額控除：寄付金額から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除※

(2) 所得控除：寄付金額から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除※

※寄付金の合計額は総所得金額等の40%相当額が限度。税額控除額は所得税額の25%相当額が限度。

皆さまからの心温まるご支援をお待ちしております！

愛媛県立医療技術大学は、昭和63年に創立した短期大学を前身に、平成16年4月に4年制大学として開学し、令和6年度に開学20周年を迎えました。

短大時代からあわせて4,000名を超える卒業生が、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師としてそれぞれの分野のリーダーとして活躍し、愛媛の医療に貢献しています。

